

私立幼稚園等補助金ガイド

羽村市では、羽村市に在住し、私立幼稚園等に通園している満3歳以上の園児の保護者の皆様に各種申請書、請求書等をご提出いただくことにより、補助金等を交付しております。

check

補助金の種類

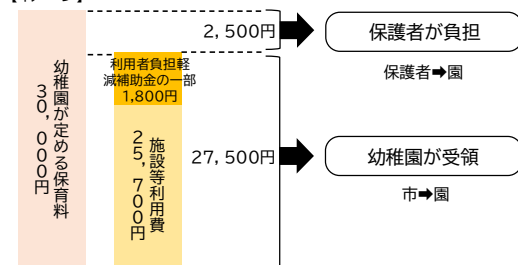
補助金や保育料の無償化の内容は下表のとおりです。補助金額は保護者が園に支払った金額と月額上限額の低い方を給付（交付）します。

補助金名	月額上限額	対象経費	支給方法
施設等利用費	25,700円	保育料 入園料 (初年度のみ)	現物給付
利用者負担 軽減補助金 【一部該当者のみ】	1,800円 ～6,200円 【東京都分】 ※上限額は裏面参照	保育料 学納金	現物給付 償還払い
	3,000円 【羽村市分】	保護者が一律に 負担する費用	償還払い
	42,000円	一時預かり事業 (幼稚園Ⅱ型)の利用料	償還払い
	対象 保育の必要性のある第2子以降の0～2歳児 ※詳細は市にお問い合わせください。	第2子 保育の必要性	
	16,300円 (450円/日 上限)	教育時間の前後に 預かり保育を利用 した際の保育料	償還払い
施設等利用費 【該当者のみ】	11,300円 (450円/日 上限)	教育時間の前後に 預かり保育を利用 した際の保育料	償還払い
	対象 保育の必要性がある、第2子以降で 満3歳児クラスに在籍する児童	第2子 保育の必要性	
副食費に係る 補足給付事業 【該当者のみ】	4,800円	副食費 (給食費のうち おかず代)	償還払い
	対象 市民税所得割額が77,100円以下 の世帯と多子世帯(小学校3年生までを数 に含めて第3子以降の子ども)		

保育料の考え方

施設等利用費(月額25,700円)と利用者負担軽減補助金の一部(月額1,800円)を合わせた月額27,500円を幼稚園が保護者に代わって受領しています。保護者が幼稚園に支払う毎月の利用料(保育料)は、幼稚園が定める金額から27,500円を差し引いた額となります。

【イメージ】



※保育料が27,500円の場合は、保護者の負担はありません。

「現物給付」と「償還払い」

現物給付

保護者が、最初から利用料の負担を必要としない方法です。



償還払い

保護者が一旦利用料を施設へ支払い、後日市から保護者へ無償化対象額を給付する方法です。



check

補助金のスケジュール

補助金は年2回交付しています。

前期分（4月～8月分）

→9月末

後期分（9月～3月分）

→4月末

令和6年									令和7年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
前期分対象期間					後期分対象期間							
					交付(給付)							交付(給付)

※交付(給付)時期については、状況により前後することがありますので、予めご了承ください。

申請方法などは裏面へ

必要な書類・申請方法

補助金を交付するためには申請が必要です。申請に必要な書類については、羽村市から郵送します。

必要な書類					申請方法
補助金種類	交付申請書	請求書 ※1	請求書 ※1	就労証明書等	郵送または窓口
利用者負担軽減補助金	1部			×	提出先・郵送先 〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1 羽村市子育て支援課 保育・幼稚園係 (西庁舎2階4番窓口) 受付時間:8時30分～17時(平日のみ) ☎042-555-1111 (内233)
一時預かり事業 (幼稚園Ⅱ型) ※2 保育の必要性のある第2子以降の0～2歳児	1部 (預かり保育用)	1部 (共通で1部) 【前期分】	1部 (共通で1部) 【後期分】	○	
教育時間前後の預かり保育 ※3 保育の必要性がある、第2子以降で満3歳児クラスに在籍する児童	1部 (預かり保育用)			○	
施設等利用費 (教育時間前後の預かり保育) ※4 保育の必要性がある、施設等利用給付認定2号または3号を受けた方	×	1部 【前期分】	1部 【後期分】	○	
※1 請求書については、在籍期間に応じて提出してください。 ※2 幼稚園から交付申請書・請求書をお渡しします。 ※3 交付申請書を満3歳児クラスに在籍者に同封しています。対象でない方は提出不要です。 ※4 保育の必要性があり、新たに教育時間前後の預かり保育の補助金を希望する方は市にお問い合わせください。 ※副食費補給給付事業に関する請求書等は対象者に別途郵送します。 ※書類をご提出頂いた翌月から補助金の対象となります。					□ 保育を必要とする事由を証明する書類 (就労証明書等)をご提出ください。 □ 書類は保護者全員分必要です。 □ 既にご提出頂いている方は不要です。 □ 詳細は「羽村市保育園・幼稚園等ガイドブック」6ページをご確認ください。 ▼ガイドブック 

利用者負担軽減補助金の限度額

利用者負担軽減補助限度額は下表のとおりです。なお、補助対象経費（保育料や教材費等、全園児が一律で負担するもの）は幼稚園ごとに異なります。

区分	所得の基準		補助限度額単価(月額)		
			第1子 ※1	第2子 ※2	第3子以降 ※2
1	生活保護世帯世帯※3	又は 区分2のうちひとり親世帯等※4	9,200円 (都6,200円+市3,000円)		
2	市民税所得割非課税世帯	又は 区分3のうちひとり親世帯等※4	6,200円 (都3,200円+市3,000円)	9,200円 (都6,200円+市3,000円)	
3	世帯の	77,100円以下	4,800円 (都1,800円+市3,000円)	9,200円 (都6,200円+市3,000円)	
4	令和5年度(令和6年4月分～令和6年8月分を算定) 令和6年度(令和6年9月分～令和7年3月分を算定) の市町村民税所得割課税が	211,200円以下	4,800円 (都1,800円+市3,000円)	8,600円 (都5,600円+市3,000円)	
5		256,300円以下	4,800円 (都1,800円+市3,000円)	8,000円 (都5,000円+市3,000円)	
6	上記区分以外の世帯		4,800円 (都1,800円+市3,000円)		

※1 在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児

※2 年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

※3 本表において生活保護法の規定により保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

※4 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。該当する場合は、申請書等と合わせて以下に該当することがわかる書類の提出が必要です。(②③除く)

①生活保護法第6条第2項に規定する保護者

②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

⑤精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)

⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

⑧その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

その他注意事項

- 申請書及び請求書に記入の際は、記入例を参考にしてください。
- 年度途中で羽村市外へ転出し、引き続き私立幼稚園等に通園する場合は、転出先の区市町村に改めて補助金の申請をしてください。詳しくは、転出先区市町村の幼稚園担当課にお問い合わせください。
- 令和5年、令和6年中に海外での収入や米軍基地内等での収入がある場合は、当該年1月～12月分の所得の証明書類が必要となります。
- 世帯の階層区分に係る市民税所得割課税額算定については、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母もしくはそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の所得に応じて決定いたします。
- 市民税所得割課税額は【住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除】の適用前の額となります。
- 申請時の内容に変更(転居、転出、同居人の変更、結婚、離婚など)が生じた場合は、下記問合せ先までご連絡ください。補助金の額が変更になることがあります。